

県有財産表の利用にあたって

1 編集方針

県有財産表の状況については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定により決算書に「財産に関する調書」として、また、財政状況の公表に関する条例（昭和39年条例第9号）の規定により県報で公告し、その内容を公表している。

この冊子の編成にあたって、関係者の利用に供するため、次の点に留意した。

- ア 財産管理者ごとに整理したこと。
- イ 法第237条で「財産」とされているもののうち、重要な財産について記載したこと。
- ウ 法第237条の「財産」には該当しないが、借受不動産等を併記したこと。

2 記載範囲

法第237条の規定による財産、借受不動産、貸付けの状況、管理委託の状況等で、その内容は次のとおりである。ただし、土地改良法の規定による土地改良財産、道路法の規定による道路及び他の法令等の規定による財産（地方公営企業法による公営企業会計財産等）は含まない。

(1) 公有財産

- ア 土地及び建物並びに山林 法第238条第1号の規定による不動産
- イ 動産 法第238条第2号の規定による航空機
- ウ 物権 法第238条第4号の規定による物権のうち地上権及び地役権
- エ 無体財産権 法第238条第5号の規定による無体財産権のうち特許権、著作権及び実用新案権
- オ 有価証券 法第238条第6号の規定による有価証券のうち株券
- カ 出資による権利 法第238条第7号の規定による出資による権利

(2) 債権

法第240条の規定による債権のうち決算年度の歳入に係る債権以外の債権。

(3) 基金

法第241条の規定による基金。

(4) 物品

法第239条の規定による物品のうち重要物品。（財務規則（昭和42年規則第2号。以下「規則」という。）第218条の規定によるもの。）

(5) 借受不動産の状況

規則第275条の規定による土地及び建物。

(6) 貸付けの状況

規則第186条による行政財産の貸付け及び規則第194条の規定による普通財産の貸付け。ただし、共済組合の建物が県有地上にあり、かつ県が職員宿舎として使用している場合は、土地についての使用承認の状況は記載していない。

(7) 使用許可の状況

規則第188条の規定による行政財産の使用許可。

(8) 借受不動産の転貸の状況

規則第280条の規定による転貸。（貸付けの状況欄に記載。）

3 調査基準日等

(1) 法第237条の規定による財産

令和5年3月31日現在

(2) 借受不動産及び貸付け（使用許可）の状況

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に契約又は使用許可を行った状況を記載した。（契約又は使用許可の相手方が同一の場合で、年度の中で物件等の内容に変更があった場合は、変更前と変更後でそれぞれ1件と捉え、状況を記載した。）

4 記載順序

- (1) 財産管理者の部局順、所属順とした。ただし、地域振興局の各課にあっては、企画振興部に含めた。
- (2) 土地及び建物の配列は、部局順、所属順、口座番号順とした。

5 土地及び建物の記載の方法

(1) コード

財産管理者ごとに給与事務関係の所属コードを付し、土地及び建物の各口座について次のアからカのとおり口座コードを設定した。

ア 行政財産（関係する借受不動産・用益物権）	01000 番台の口座コード
イ 借受不動産（単独のもの）	02000 番台の口座コード
ウ 普通財産のうち職員宿舎（関係する借受不動産・用益物権）	03000 番台の口座コード
エ 共済等宿舎	04000 番台の口座コード
オ 普通財産のうち職員宿舎以外の財産（関係する借受不動産・用益物権）	05000 番台の口座コード
カ 県有林、廃川・廃道敷き	07000 番台の口座コード

(2) 区分

土地及び建物について、その使用目的により次のとおり記載した。

- A 行政財産のうち公用財産（用途区分番号1～3）
- B 行政財産のうち高等学校（用途区分番号4）
- C 行政財産のうちその他の学校（用途区分番号5）
- D 行政財産のうち県営住宅（用途区分番号6）
- E 行政財産のうちその他の公共用施設（用途区分番号7）
- F 職員宿舎（用途区分番号12）
- G 普通財産のうち職員宿舎を除くすべて（用途区分番号8～11及び13）

(3) 貸付（使用許可）の状況

各口座に関係する貸付（使用許可）の状況を集計し記載した。

6 県有財産の貸付（使用許可）の状況の記載方法

- (1) 行政財産貸付状況については【貸付け（行）】、普通財産貸付状況について【貸付け（普）】と記載した。
- (2) 電柱及び埋設物の使用・貸付料は面積で算定しないため、面積は0.00(m²)と記載した。

